

【令和3年度】

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る随意契約の結果

契約に係る物品 又は役務の名称、数量等	契約を締結した日	契約の相手方の氏名 又は名称	契約金額	契約の相手方とした理由	担当課室所名
増田庁舎暖房用ボイラー運転業務	令和3年10月28日	(公社)横手市シルバー人材センター連合会	①暖房用ボイラー運転業務 1時間当たり1,320円 ②交通費 1月当たり3,100円	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に規定する団体等であるため	まちづくり推進部 増田地域課